

# 東京都 子ども基本条例

知っていますか？

子どもは社会の一員です。  
子どもはたくさんの権利を持っています。  
子どもだけが持つ権利もあります。  
子どもの権利が大切にされ、みんなが幸せに過ごせるように東京都子ども基本条例ができました。  
この条例は、子どもの権利条約の精神にのっとり作られています。

## 第12条 子どもの権利の広報・啓発

子どもに権利があることを大人にも子どもにも広めていきます。

## 第13条 子どもからの相談への対応

学校や専門機関等が協力し悩みの相談にのります。

## 第14条 子どもの権利擁護

子どもの権利が守られていない場合には、子どもを助けられるよう、国やその他の機関等と連携して取り組みます。

条例全文はこちら



## 第11条 子どもの参加の促進

学校や地域の活動などで仲間と集まったり自由に活動できるようにします。

## 第10条 子どもの意見表明と施策への反映

子どものことを話したり決めたりするとき、子どもは思ったことを言えます。大人は子どもの意見を受けとめて、しっかり向き合っていきます。

## 第9条 子育て家庭、子どもに寄り添った多面的支援

不安や悩みのある子どもと家族を支え、必要なサポートを行います。

## 第8条 子どもの学び、成長への支援

子どもの学びたい気持ちを応援します。一人ひとりに合った形で子どもの力を伸ばします。

## 第7条 子どもの遊び場、居場所づくり

子どもが過ごしやすい遊び場や居場所を作ります。

## 第6条 子どもの安全安心の確保

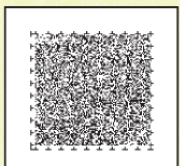
子どもを犯罪や事故などの危険から守ります。

## 第5条 子どもにやさしい東京の実現

子どもの目線で考え、子どもにやさしい東京にしていきます。

## 第4条 子どもの権利

子どもの権利を守ります。



音声コード掲載